

【ポイント】

- 本22日、官報通知により非常事態宣言が延長。

【本文】

1 本22日、官報通知により非常事態宣言が延長されました（今後当地国会での承認を得ることにより1か月間有効となります）。既にご案内のとおり、これによる日常生活への大きな影響はない見込みですが、公権力による令状なしの逮捕・拘留が可能になるなど行動が制限される可能性がありますので、ご注意ください。

2 先月25日付で、スリランカの危険情報は引き下げられていますが、万一の事態に備え、日頃からニュースなどでスリランカ側の発表に注意するとともに、関連情報の収集に努めるよう心がけてください。

【参考情報】

スリランカの危険情報（レベル1：十分に注意してください）

(PC)==>

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2019T049.html

(携帯)==> http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2019T049.html

在スリランカ日本国大使館

電話：（国番号94）11-269-3831

メール：ryoujivisa@co.mofa.go.jp